

遵守事項

この申請により受ける情報提供については、次の1から5に掲げる事項を厳守します。

万が一、違反があった場合は、今後の情報提供が受けられなくなることを承知します。

1 提供資料は、提供資料に係る被保険者(以下「本人」という。)の居宅サービス計画、介護予防サービス計画、施設サービス計画、認知症対応型共同生活介護計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画、特定施設サービス計画、介護予防特定施設サービス計画、小規模多機能型居宅介護計画、介護予防小規模多機能型居宅介護計画、地域密着型特定施設サービス計画又は地域密着型施設サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)の作成以外の目的には使用しないこと。

2 当事業所の従業者又は従業者であった者が、上記1及び2に掲げられた事項に違反しないよう必要な措置を講じること。

3 情報提供に係る資料を厳重に管理し、紛失、破損しないよう適正な管理に努めるとともに、当該資料を紛失又は破損した場合は、ただちに紀北広域連合へ連絡し、その指示に従い適切に対処すること。

4 資料対象となる本人との介護サービス提供に係る契約関係が終了した場合や、その他情報提供に係る資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料(複写し、又は複製したものを含む。)を紀北広域連合に返却し、もしくは提出し、又は確実に破棄すること。

5 情報提供に係る資料について、本人からの掲示の求めがあった場合、又は紀北広域連合から返却もしくは提出の求めがあった場合は、いつでも適切に対応すること。